

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月26日

分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部業務管理課長 郡 正彦



6. 入札説明会の場所等
 - (1) 入札説明会の日時 平成27年1月30日 13時30分
 - (2) 入札説明会の場所 国立感染症研究所村山庁舎集会室（管理棟1階）
7. 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
国立感染症研究所総務部会計課契約係
〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1
電話042-848-7006
 - (2) 入札書の受領期限 平成27年2月18日 17時00分
 - (3) 開札の日時 平成27年2月19日 13時30分
 - (4) 開札の場所 国立感染症研究所村山庁舎集会室（管理棟1階）
 - (5) 入札説明書の交付場所及び方法 本公告の日から上記(1)にて交付する
8. その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項
 - ① 入札者は、競争参加資格審査申請書（競争参加資格名簿登録申請書）により、国に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札する。
また、代理人により入札する場合は、委任状を開札前に提出する。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。入札者は分任支出負担行為担当官及びその補助者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - ③ 入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が、8(1)③の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
 - (5) 契約書作成要否
契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
 - (6) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
 - (7) その他詳細は、入札説明書による。

1. 調達件名

国立感染症研究所村山庁舎及びハンセン病研究センター総合管理業務請負契約

2. 履行場所

東京都武蔵村山市学園4-7-1 国立感染症研究所村山庁舎
東京都東村山市青葉町4-2-1 国立感染症研究所ハンセン病研究センター

3. 契約期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4. 入札方法

入札金額は総価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 当該業務を確実に実施できると認められる要員及び設備等を有している者であること。
- (6) 当研究庁舎と同等規模以上（建物延べ面積31,730㎡）の病原体等を取り扱う研究施設（P3実験施設と同様の施設を有するもの。）及び病院等医療機関もしくは製薬会社の工場等での総合管理業務請負の年間を通じての契約実績を1件以上有する者であること。（組合として参加する場合は、組合としての契約実績を有すること。）（契約年度不問）
- (7) 資格審査申請書、又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）、JIS Q 27001 認証（日本工業標準規格）のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 国際標準規格ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を受けていること。